

関税込率法施行規則の一部を改正する省令案要旨

- 1 宗教用寄贈物品の特定用途免税の対象から金地金その他の換価の容易なものを除くことを明確化することとする（関税込率法施行規則第5条関係）。
- 2 この省令は、平成30年1月9日から施行することとする。